

令和5年大網白里市議会第3回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 令和5年9月14日（木曜日）午前10時35分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

森 建 二	委員長	小 倉 利 昭	副委員長
林 正清子	委 員	秋 葉 好 美	委 員
堀 本 孝 雄	委 員	宮 間 文 夫	委 員

出席説明員

教育委員会 生涯学習課長	鈴 木 正 典	生涯学習課主査 兼生涯学習班長	佐久間 賢 治
高齢者支援課長	古 川 正 樹	高齢者支援課副課長	稲 生 靖 行
高齢者支援課主査 兼介護保険班長	飯 高 芳 志		
国保大網病院事務長	安 川 一 省	国保大網病院 副事務長 兼医事班長	子 安 浩 司
国保大網病院主査 兼管理班長	内 山 貴 紀		

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	主 査	山 本 卓 也
主任書記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 請願及び陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第 7号 大網白里市国際交流協会運営に関する陳情
- ・陳情第 8号 学校給食費の保護者負担の軽減を求める陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第 2号 令和5年度大網白里市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（高齢者支援課）
- ・議案第 3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（国保大網病院）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（小倉利昭副委員長） ただいまから文教福祉常任委員会を開催いたします。

（午前10時35分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（小倉利昭副委員長） 最初に委員長からあいさつをお願いいたします。

○委員長（森 建二委員長） 皆様ご苦労さまです。

今回当委員会で協議する内容は陳情が2件、議案が2件であります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくをお願いいたします。

なお、本日もAI反訳システムを使用しますので、皆さん必ずご発言の際はマイクの使用をお願いいたします。

○副委員長（小倉利昭副委員長） ありがとうございます。

続きまして協議事項に入らせていただきます。委員長進行をお願いいたします。

○委員長（森 建二委員長） 傍聴希望者はいますか。

（「おります」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） 傍聴希望者がおりますので傍聴者の入室を許可します。

（傍聴者 入室）

○委員長（森 建二委員長） 本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

それではまず陳情の審査を行います。

◎陳情第7号 大網白里市国際交流協会運営に関する陳情

○委員長（森 建二委員長） 陳情第7号 大網白里市国際交流協会運営に関する陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読は省略させていただきます。

ここで本陳情について、大網白里市国際交流協会への補助金交付事務を担当している教育委員会生涯学習課から意見聴取を行いたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは生涯学習課を入室させてください。

(教育委員会生涯学習課 入室)

○委員長(森 建二委員長) 生涯学習課の皆さんご苦労さまです。

陳情第7号の意見聴取のために出席いただきましたが、はじめに諸注意を申し上げます。

各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、本日もAI反訳システムを使用しますので、ご発言の際必ずマイクを使用願います。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき続けて説明をお願いいたします。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 おはようございます。

職員の紹介をさせていただきます。私の左手が生涯学習班長の佐久間班長です。

○佐久間賢治生涯学習課主査兼生涯学習班長 佐久間です。よろしくお願いします。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 私は課長の鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

以後着座にて失礼いたします。

○委員長(森 建二委員長) それでは説明をお願いいたします。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 国際交流協会会長より提出されました資料がありますので、それを委員の皆様方に配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長(森 建二委員長) はい、皆様よろしいですか。

(「はい、お願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(森 建二委員長) ではどうぞ。

(教育委員会生涯学習課による資料配付)

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 配付した資料は、右上に黄色でマーカーした第8号と記載のあるものが一部、ピンク色でマーカーした第9号と記載のあるものが一部で、計2部となります。

資料の方、過不足ありませんでしょうか。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 こちらの第8号、第9号いずれも、陳情書に対する国際交流協会の公式見解を示した文書となっております。

第8号の概要について、私の方から簡単に説明させていただきます。

陳情書の上段の陳情趣旨、こちらの趣旨の上段部については、そのとおりである。

1行空いて下段部については、皆様が気軽に楽しく参加できるような協会にします、とのことあります。

陳情書の中段の1番、2番、こちらにつきましては、ハラスメントは全くありませんとのことです。

陳情書の下段の、陳情の根拠となる具体的な事例が1番から7番までありますが、これについてはすでに回答済みとの記載であります。

次に、第9号の概要であります。陳情書の下段の、陳情の根拠となる具体的な事例、1から7までについて、見解を述べております。

1番については全て作為的で事実無根、とのことであります。

2番については、総会后、2回にわたる質問書が発出されたが、これら質問書に対しても、協会執行部として丁寧に回答している、とのことです。

3番については、協会規約違反ではありません、とのことです。

4番については、パワーハラスメントではない、とのことです。

5番についても、パワーハラスメントではない、とのことです。

6番については、事実とは違います、手続きを経て対応しています、とのことです。

7番については、個人情報保護法等により、議事録等の取り扱いも慎重に取り扱わなければならないことになり、手続きを経て、開示するようにしています、とのことです。

配付資料の概要説明は以上となります。

○委員長（森 建二委員長） ただいま生涯学習課長から説明がございましたが、委員の皆様からご質問等があればお願いいたします。

宮間委員

○宮間文夫委員 今、課長さんが、説明いただいた、大網白里市国際交流協会運営に関する陳情書について、というのを、国際交流協会会長 安川 豊さん名で、大網白里市教育委員会 教育長 深田 義之 様、という、中身はそういうことですよね。

○委員長（森 建二委員長） 鈴木課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 はい、そのとおりです。

○委員長（森 建二委員長） はい。宮間委員。

○宮間文夫委員 先ほどのあれ、局長何だっけ。

（「協議会」と呼ぶ者あり）

○宮間文夫委員 協議会で私質問、陳情者の皆さんに質問させていただいた中で、大げさな言い方をするかもしれないけども、再三にわたって教育委員会の方に、この国際交流協会の運営について、調査を依頼してたということなんだけれども、応じてもらえなかったという、

お話でした。

で、今、これが出されるってのは、教育委員会は、この国際交流協会の運営の中身を、調査したわけですか。

調査をして欲しいという陳情が、議会に出てるんだけども。

○委員長（森 建二委員長） 鈴木課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 結論から言いますと調査はしておりません。

私どもの考えといたしましては、本協会は、任意団体で、自主的に活動を行っていただいております。

生涯学習課は補助金の交付、あるいは事務の補助のみを行っております、全ての事業や事務には関わっていないため、詳細な部分までは、把握しておりません。

しかしながらですね、この団体内での諸問題に対しましては、相談に応じたり、助言したりすることもあります。基本的には当該団体が定める規約や、お互いの話し合いなどで解決していただいております。

本件について、私も複数回にわたりまして、会長に対しまして、お互いが話し合う機会を設け、会長の職務として、問題解決に向けて尽力するよう、求めてきたところであります。

調査してませんが、今言ったようなことは少なからずやっております。以上でございます。

○委員長（森 建二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 先ほどから、だから私が陳情者の方々にも質問するし、執行部の教育委員会にも、今こうして質問しているのは、陳情があがってきてこれ受理して、議会で本委員会に付託されて審査させていただいてるわけなんですけども、この協会は任意団体。

任意団体であるが、市の方から、補助金。今、もう一つ何か仰ってましたけど、そういった要するに税金が、この協会に、入ってるわけだから、任意団体だから、先ほどの説明、何て言ったっけ、任意団体だから、市が調査を受けることはないんだってというようなことも仰ってましたけどね。

繰り返しますけど、こういう、こういうものが、届いて、それを我々に、付託する委員会の委員に配られるってことは、調査はしていません。

しかしながら、会長さんに対しては、口頭で、何かを伝えてありますっていうの。

どうもね、中途半端だな。うん。

陳情書の内容も読ましてもらったし説明も聞きました。

この今届いた文章は読みきれません。この時間でね。

教育委員会が調査を、するべきじゃないですか。

○委員長（森 建二委員長） 鈴木課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 本日の常任委員会以降、教育長交えて、交流協会と協議の場を設ける予定ではあります。

○委員長（森 建二委員長） 宮間委員。

他にございますか。

林委員。

○林 正清子委員 生涯学習課に尋ねたいのですけれども、この陳情に対して、陳情のこれってすごく稀に見るものだって私も認識しております。

ですから、学習課がこの陳情書に対して、対応をされているのか、詳しくお聞かせください。

○委員長（森 建二委員長） 鈴木課長どうぞ。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 先ほども申し上げましたけれども、会長に対して、会長の職務として、問題解決に向けて尽力するよう、何度も求めてきたところであります。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 林委員。

○林 正清子委員 ありがとうございます。

○委員長（森 建二委員長） 他に質問ございますか。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 今ですね、会長さんに対してその報告を求めた、報告というか善処を求めたっていうお話を聞いたんですけれども、それに対しての何ら答えというものはありませんか、動きはありませんか。

それともう1点、交流協会と、先ほども申し上げたとおり、崇高な目的を掲げた団体の内紛とは言いませんけれども、今、こういう陳情が出てきたことに対して、担当課としてですね、どのように、私は非常に残念だと思ってるわけなんですよ。

担当課を含めて、そういう解決ができなかったということは、非常に残念なことだと私は思ってるわけです。

と言うのもですね、補助金、すなわち、税金ですよ。

税金の補助金等に対する条件等については、補助金の使われ方に対しては、立ち入り検査なんかもできる状況、そういう条例もあるわけなんですよ。

だからこういうものに対して担当課として、任意団体かも分からないですけども、補助金が出る団体に対して、もっとしっかりとですね、もう指導、是正勧告、そういうものをしてもらいたいなど、思ったなという、そういうふうにしてもらった方が良かったんじゃないかというように感じる次第であります。

その辺は担当課としてどのように感じますか。

○委員長（森 建二委員長） 課長どうぞ。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 会長に私から、口頭で問題解決に向けて、尽力するというような話をした際に、今、会長としましては、それに向けて努力をするという回答はいただいています。

実際、やったのかと、いう話聞きましたけども、それもやってない、ということだったので、今後、そのような解決の場を設けていきたいとは、会長自身は仰ってましたけれども、また執行部、他の役員さんたちとも協議した中で、今後そういった方向にいければという話でありました。

補助団体として、市としての関わりをどう考えてるかというようなことにつきましては、本協会につきましては、多文化共生プランの推進ですとか、市が求める施策の一端を担っていただいているものでありまして、内容につきましては計画通り事業も遂行されておりますことから、本協会の補助金については、年度当初の事業計画あるいは補助金交付要綱に基づいて交付されているものでありますので、その補助金の使途に関しては適正な事業執行、資金管理がなされております。

このようなことから、補助金を交付しないといったことはできないものと、私は認識しております。

公金を支出している以上ですね、会員が同じ方向を向いて円滑により良い事業が展開されることが望ましい姿であると考えておりますので、引き続き尽力は、私としても尽力していきたいと考えております。以上です。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

宮間委員。

○宮間文夫委員 先ほど課長さんがお話になった、確認なんですけどね。

この陳情は、調査の依頼を議会として、教育委員会への後押し、ということだそうですね。

さっきの課長さん、最後の方に、今後、今後というか、委員会終了後って仰いましたっけ。議会終了後と仰いましたでしょうか。

(発言しようとする者あり)

○宮間文夫委員 ちょっと待ってください。

そのときに何をされるって言いましたっけ。確認です。

○委員長(森 建二委員長) 鈴木課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 先ほど申したのは、この常任委員会以降、教育長を交えて、本協会と協議の場を設ける予定です。

こちらについては教育長とも協議済みです。

○委員長(森 建二委員長) 宮間委員。

○宮間文夫委員 それが、調査ということになるかな。

それが調査ということになるのであれば、陳情は、もう済んでるっていう話なるし、いやいや、これが、本委員会終了以降、教育長さんと、担当課の皆さんが、国際交流協会の方々と、何て言いましたっけ。

協議するって、仰いましたよね。

それが調査に当たるものなのかな、どうなんだろう。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 調査という目的で行うものではありません。

あくまでも話し合いの場を設けて、それぞれの話を聞くという意味合いでございます。

1回で終わるのか、複数回にわたるのか。

で、話し合った結果、それが調査的なものになるかもしれませんけれども、まず当初の目的としましては、調査という意味合いでは考えておりません。以上です。

○委員長(森 建二委員長) 宮間委員。

○宮間文夫委員 その言葉の何だろう、綾みたいなものにも聞こえるけれども、教育長さんと皆さん方が、この国際交流協会に赴くなり、おいでいただくなりして、協議をする。

現在の国際交流協会の名簿もありますけれど、その方々だけですか。今回陳情されているいろんな立場の人がいらっしゃる退会者だとか、全役員とか、そういう人たちも交えての協議ですか。

○委員長(森 建二委員長) 課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 私が今考えてる中では、陳情された方と、執行部になるうかと考えてます。

○宮間文夫委員 今の執行部、国際交流協会じゃなくて。

○委員長(森 建二委員長) 鈴木課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 国際協力協会の会長を含めた執行部、副会長ですとか、そういった執行部と、今回陳情をあげている方々、が対象になるうかと思えます。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

林委員。

○林 正清子委員 飛躍した話になるかと思うんですけれども、これが採決、陳情が採決、否決した場合にですね、採決されても、重要な改善が求められると思うんですけれども、また否決された場合ですね、生涯学習課として、どのような対応をしていくのか。

採決が可決でも否決でも、今後の生涯学習課、陳情者さん側の会員さん、協会側とどうやって、どのように対応されていくのか、お考えをお聞かせください。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 先ほど来、何度も申し上げてますけれども、まずは本委員会終了後以降、教育長を交えて、皆さんと対話の場を設ける予定であります。

その中で、いろいろ方向性が見えてくると思いますので、それに向けて対応していきたいと思えます。以上です。

○委員長（森 建二委員長） 他に質問ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） はい。

生涯学習課の皆さん退席していただいて結構です。お疲れ様です。

（教育委員会生涯学習課 退室）

○委員長（森 建二委員長） それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思えます。

皆さんどうぞ。

宮間委員。

○宮間文夫委員 これ最初、陳情が出てきた時からずっと読ましてもらってるんだけど、教育委員会の、この委員会終了以降の対応も聞いたし、陳情者の方々と、現在の執行部を交えて、教育長交えて、より良い国際交流協会の運営をね、世界のために、やっていただきたい、と思えます。

ちょっと皆さんには、お聞き苦しいかも分かりませんが、この陳情を見た時にですね、これ議会が、どうやってその皆さんのお役に立てることができるのかなって、ずっと私は思っていました。

今、この今、この現在まで。繰り返しますけど、大網白里市の担当課が、今後、協議の場を設けると言ってますから、今までは、任意団体だから、と言って、協会の執行部の方々が、

調査に対して、調査される必要はないんだ、ということを仰ってたって聞きました。

しかしながら、今後そうされるということですから、どうぞよく協議していただいて、あまり、老婆心ながら申し上げますけど、感情的にならずに、目的は国際交流ですから、今退会されてても、その志があつて、こうやってこの場にいらっしゃると思いますので、どうか寛容に、活躍していただければと思います。

以上です。（拍手）

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

林委員。

○林 正清子委員 私もこれ陳情を何度も何度も読ませていただきました。

本当にこの一つの陳情第7号の陳情として考えたときに、この根拠、この具体例の事例を見させていただいたときに、陳情者側さんから立ってですね、執行部の罷免も辞さない会員さんの訴えが、あってもおかしくはなかったなと思いました。

しかし、罷免を求めています。

そのことから、冒頭にあった陳情の方々の協会に対する思いとか、積み上げてきた実績とか、あくまでも公平性を求める会員の方々の意思を垣間見ることができました。

また協会側は、あえて分かりやすいので使わせていただきます。

協会側が強者なら、陳情された会員の方々は弱者、これは裁判の世界で例えるなら、その弱者の訴えを真摯に受けとめ、かつ、協会側が同じこと、ここでは陳情を押し返すなどはしてはならないと、裁判の世界ではそう論されます。

これが任意団体であっても、協会側がそういう任意団体であったとしても、そういうふうには裁判では論されます。

今までの協会運営に間違いがあった場合は、速やかに間違いを正すと論される案件だと思います。

調査を受けるに決まったときには、速やかに、是正することは是正し、調査を受けないことに、決まったときには、これも速やかに協議や臨時総会等を開くべきだとも思います。

なお、協会執行部側は、調査を受けても何ら恥じるべきものでもなく、粛々と受けるに相当する陳情案件だと思います。

むしろ、それほど協会執行部の責任は重いものであるっていうことも申し伝え、私の陳情第7号の、見させていただいた結果を今お話をさせていただきます。

また、公ができること、民ができること、これが融合しつなぎ合うことが有効にできるの

が、国際交流協会も担える組織であると評価いたします。

そして何よりも600人以上の本市にいられる外国の方々の心近い機関を担っているのが協会であると認識いたしております。

真正を期待します。以上です。（拍手）

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

秋葉委員。

○秋葉好美委員 先ほど宮間委員が仰ったようにですね、今後、教育委員会、また生涯学習課、そして陳情者の皆様とともにですね、協議をしていくという前向きな姿勢がとれたと思いますので、これに私はぜひ期待を、していきたいなど。

本当に前向きに国際交流がまたこれから先ね、本当に皆さんと手を取りながら、本当に前進していけることが一番いいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

小倉副委員長。

○副委員長（小倉利昭副委員長） 先ほどの生涯学習課長の説明でですね、ここに配付された会長さん名のこの文書ですけど、大変なんか私も愕然としまして、全てこの陳情文の内容を、各項目を全て否定してる、回答ですよ。

これ、これはもう相当、先ほどの林委員の言葉を借りれば、もう裁判沙汰のようなやりとりだと感じました。

ですので、陳情者の皆様よりもですね、現執行部と言ったらいいんですかね、会長さん副会長さん方、やはり国際交流協会の根本、スタートの理念は何だったんですかと。

別にこんなに、揉めてる状態、こんなことはありえないでしょう。

何のためにやってるんですか、というふうに私は会長さん方にお話したいと思ひますけども、この陳情文の中の、調査をお願いしますというのはありますけど、どうも私はこれが、何度も読ませてもらいましたけれども、役所の執行部側のね、誰が、どのように、その調査、聞き取りというふうになってますけど、さらに何かね、溝が深まっちゃうような気がしてなりません。

ですので、先ほど課長が仰ったように教育長と生涯学習課がその協議の場を設けると、ぜひやっていただきたいと思ひしね、本当に願わくばそのお互いにですね、国際協交流協会というものの基本、原点に戻って、お話をさせていただきたいと思ひます。

現状だけを、この陳情文だけを見たら私本当に驚きましたし、何でこんなことが起きるん

ですかと。

話が飛躍しますけど、会社とか企業とか、その利益を追求してる組織は、いろいろあると思いますよ、こういうことも。ねえ、外国の皆さんと面倒見て仲良くしましょうっていう、皆さんがね、外国の皆さんがここで楽しく生活できるように面倒見ましょうという、協会だと思うんですよね。

ですんで、こんなことがあったら、これ、こういう組織じゃないじゃないですか。

こんなに揉めてるんだったら、本当に陳情者の皆さん大変だと思いますけども、ですので、教育長と教育委員会の協議の場ということにですね、期待をして、双方が本当にもっと、肩の力を抜いてですね、何のために私たちこういうボランティアしてるんだっていうことを、心に持って、基本にして、お話し合いの場を持ってもらいたいと思います。

ちょっと、この聞き取りとか調査というのがね、あまり前面に出すと、さらに深みにはまるんじゃないかなという、私は懸念があってなりません、そんなことで、すいません。

(拍手)

○委員長(森 建二委員長) 他にございますか。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 私は結論から言うと、この陳情はですね継続審議すべきものと、いうふうに考える。

なぜなら、本陳情書の執行部、私はこの教育長ですか、教育長、並びにその回答がここに先ほど手元もらったんですけど、このもらう前にですね、先ほど今、小倉副委員長もお話したとおり、教育長含めて生涯学習課、協会の執行部との、これ、円滑なる運営を要請して、その辺をですね、こういう、ある面でこの陳情書も大分効いたと思うんですよ。

正直なところね。

そういうものもあって、私はこの陳情については、もうここで採択、不採択決すべきよりはですね、継続審査ということですね、その推移を見守って、できれば、片方の執行部のね、現執行部の聞き取りを委員会としてもやるのがいいかなと思うんですけれども、その前に、教育長並びに生涯学習課の方っての、話し合いがあるというので推移を見てですね、この委員会もこの陳情の採択、不採択を決すべきものと、私は感じるどころでのところですよ。

その辺をやって、ここで今日現在、ここで採択、不採択は、継続審査という方向でやっていただきたいなというのは、委員としての考えです。(拍手)

○委員長(森 建二委員長) 他にございますか。

では、一応、私の方からもちょっと意見を述べさせていただきます。

やはり私ども市議会議員、こういった方々の小さな声、にきちんと耳を傾けて、弱気を助けることを、していかなければならない立場なんだろうなというふうに思います。

これを押さえ込もうとすることは、おそらく我々が一番やってはいけないことなんだろうなと、いうふうに思っています。

問題があるという声が少なからず、少なからぬ人からあがっているのであれば、市として助成している団体、これが単なる民間団体であれば、特に何も問題はないと思いますが、やはり何がしかの行動を市としてはとらなければいけないんだろうなと思っています。

それを議員として後押しをしていくこと、これは私はやはりやるべきなんだろうなというふうに思っておりますので、私の意見として、言わせていただきました。

他にございますか。

(発言する者なし)

○委員長(森 建二委員長) それでは、先ほど堀本委員から陳情7号について、継続審査を望むご意見がありましたので、まず継続審査とすることについてのご意見、そして採決をして参りたいと思います。

まず、ご意見等ございますか。

(発言する者なし)

○委員長(森 建二委員長) それではお諮りいたします。

陳情第7号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(森 建二委員長) 賛成多数。

よって、陳情第7号は継続審査と決しました。

以上で陳情第7号の審査を終わります。

(傍聴者一部 退室)

◎陳情第8号 学校給食費の保護者負担軽減を求める陳情

○委員長(森 建二委員長) 次に、陳情第8号 学校給食費の保護者負担の軽減を求める陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読は省略させていただきます。

それでは委員の方々の意見をお伺いいたします。

宮間委員。

○宮間文夫委員 もう最初から言っちゃうけど、願意は妥当だと思います。

以上。

○委員長（森 建二委員長） 秋葉委員。

○秋葉好美委員 小学校500円、中学校600円ということでね、大分本市は、こういった補助金を出しているわけでごさいますて、本当に今、経常収支比率が、この間もね、本当に岡田議員の方から言われたとおり99.5と、あと0.5で破綻だよと。

それをどういふふうに皆さんが受けとめてるのかなという形もありますので、ここのところは、給食の食材、油、そういったところも、補助を出しておりますので、ここのところはやっぱり見合わせていかなければならないかなと。

本当にこの部分はしっかりと私たちが、受けとめていかなきゃならない。

分かる、言うことはよく分かりますけれども、この辺の部分はしっかりと市の財政という部分では、喫緊の課題でございますのでね、しっかりとしていかなきゃならないところかなと私は思っておりますので、ここのところはちょっときつい部分がありますねと、思います。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

林委員。

○林 正清子委員 先ほどの説明を受けましてですね、随分改善っていうか、考えられてきたので、額にもよりますが、軽減の負担を求めることについてですね、対応をしても良いのかなという私の賛成意見でございます。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますでしょうか。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 私は先の定例会で、常任委員会では無償化、全面無償化についてはね、反対させていただいたわけなんですけれど、今回の先ほど陳情書のありますように、今回は、それが無理であれば、無理なのは分かってますと、こういう物価高騰の折ですね、少しでも500円、600円のを上乘せしていただきたいと。

非常に、繰り返していたら市の財政も含めて考えて、の陳述があったものですから、私はこの子育て世代をですね、応援する施策、そういうものを寄り添う形で、気持ちでも財政が許す限り、できるだけこの補助金を、あげてあげられたらいいな、というそういう私は気持ちです。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

小倉副委員長。

○副委員長（小倉利昭副委員長） 私、その陳情趣旨は、非常に理解できます。

ただやはり、保護者負担を軽減して欲しいと、いうところは、充分同情できるわけですが、やはり現在のですね、市の財政状況を考えますとですね、非常に執行部も苦しいところだと思います。

ですので、現時点では、保護者の皆さんに、頑張ってください、辛抱していただいと、いうところではないかなと。

将来に向けてですね、当然、これは少しでも軽減方向へ持っていくべきだと思いますけども、現時点の状況では、ちょっと執行部側としては難しいのではないかと思いますので、非常に辛いところでありましてけれども、現状でお願いをしたいなというふうな、私の考えです。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） 私の方から先ほど秋葉委員も仰られましたけれども、昨年来、大網白里市では、食用油の助成のために昨年、今年と助成をさせていただいております。

また、この今年の春に、給食費のさらなる助成に踏み切っております。

ですので、基本的に、その流れの中で、これ以上現状の財政負担、財政上の中で、市が負担をするかという問題になってくるのかと思いますので、皆様方も含みおきいただければと思います。

他にご意見、また討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは意見が出て意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思います。

お諮りいたします。

陳情第8号を採決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（森 建二委員長） 賛成多数。

よって、陳情第8号は採択と決しました。

以上で、陳情第8号の審査を終わります。

◎議案第3号 令和5年度大網白里市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（森 建二委員長） 続いて、付託議案の審査を行います。

まず担当課から付託議案について説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

議案第2号 令和5年度大網白里市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

高齢者支援課を入室させてください。

（高齢者支援課 入室）

○委員長（森 建二委員長） 高齢者支援課の皆さんご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、本日もAI反訳システムを使用しておりますので、必ずマイクを持って発言をお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第2号について説明をお願いいたします。

古川課長どうぞ。

○古川正樹高齢者支援課長 それでは高齢者支援課の職員の紹介をさせていただきます。

皆様から向かって左側が、副課長の稲生でございます。

○稲生靖行高齢者支援課副課長 稲生です。よろしくお願いいたします。

○古川正樹高齢者支援課長 向かって右側、介護保険班長の飯高でございます。

○飯高芳志高齢者支援課主査兼介護保険班長 飯高です。よろしくお願いいたします。

○古川正樹高齢者支援課長 最後に私、高齢者支援課長の古川です。

よろしくお願いいたします。では、着座にて説明に移らせていただきます。

議案第2号 令和5年度大網白里市介護保険特別会計補正予算について、その概要を説明させていただきます。

まず、全員協議会配付資料の9月補正予算案の概要、こちらの4ページをご覧いただきたいと思っております。

本予算案は、令和4年度介護保険特別会計の決算額の確定に向けて、歳入としまして、前年度繰越金等を計上するとともに歳出としまして、介護給付費に係る国庫支出金等の返還金

や一般会計の繰出金等を計上する他、過年度における低所得者への介護保険料軽減負担金の収入の計上及び職員の異動等に伴う人件費の増額の補正を、行うものです。

予算総額としましては歳入歳出それぞれに2億6,521万5,000円を追加し、48億4,770万4,000円にしようとするものです。

続きまして総括表、こちらの2ページ、2ページ目の下半分ですが、議案第2号こちらをご覧いただきたいと思います。

まず、決算額の確定に伴う主な内容といたしまして、歳入の6款、繰入金の過年度分、低所得者保険料軽減繰入金ですが、令和4年度の低所得者保険料軽減繰入金の追加交付分として372万8,000円を、7款の繰入金には、本特別会計の令和4年度実質収支額、2億5,720万4,000円を計上しております。

歳出につきましては、4款の基金積立金ですが、令和4年度の介護給付費等の確定に伴いまして、第1号被保険者保険料分の精算として、介護保険特別会計準備基金元金積立金に9,656万5,000円を計上しております。

5款の諸支出金につきましては、決算額の確定に伴う国、県への返還金として、1億1,577万7,000円、また、市負担金等の精算により、一般会計繰出金を4,978万2,000円計上しております。

次に、人件費関係といたしましては、歳出の3款、地域支援事業費ですが、令和5年度地域包括支援センター職員の増に伴う人件費の増でございます。

この地域支援事業費の財源としましては、歳入の2款、国庫支出金の地域支援事業交付金、4款の県支出金の地域支援事業交付金、6款繰入金の地域支援事業繰入金、介護保険特別会計準備基金繰入金、こちらを増額しております。

以上が議案第2号の説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 建二委員長） それでは、ただいま説明のありました議案第2号についてご質問等があればお願いいたします。

よろしいですか。

（「私はありません」「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは、質問ございませんので、高齢者支援課の皆さん退席いただいて結構です。

（高齢者支援課 退室）

◎議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（森 建二委員長） 続いて議案第3号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大網病院を入室させてください。

（国保大網病院 入室）

○委員長（森 建二委員長） 大網病院の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託されました議案について審査を行います。

時間の関係もございますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際には、挙手の上委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。また、本日もAI反訳システムを使用しておりますので、必ず発言の際はマイクの使用をお願いいたします。

はじめに事務長から職員の紹介、そして議案第3号についての説明をお願いいたします。

○安川一省国保大網病院事務長 大網病院でございます。

職員の紹介をさせていただきます。

私の右手、副事務長で、医事班長事務取扱の子安でございます。

○子安浩司国保大網病院副事務長兼医事班長 子安です。よろしく申し上げます。

○安川一省国保大網病院事務長 私の左手、管理班長の内山でございます。

○内山貴紀国保大網病院主査兼管理班長 内山です。よろしく申し上げます。

○安川一省国保大網病院事務長 最後に私事務長の安川と申します。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

では着座にて早速説明に入らせていただきます。

議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨につきましては、大網病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症の患者等に接する業務等に従事した場合に、特例的に特殊勤務手当として支給している、新型コロナウイルス感染症に係る感染症対応手当について、当該感染症が5類に移行したことに伴い、これを廃止するため所要の改正を行おうとするものでございます。

ただいまの表記中で、感染症の患者等と「等」を使っております。

これは陽性患者だけではなくて、疑いの方も含めたという意味で、「等」を使っております。

その次に続きます、接する業務等の「等」につきましては、実際に患者さんに接する医師、看護師の他に、その患者とは特に接触はしないんですけど、検体等を扱う検査技師、これをこの「等」に含めてございます。

次に改正の概要でございます。

この手当は、3つに区分をされております。

この3つの区分につきまして、全て廃止をするというものでございます。

1号のあらかじめ指定する職員が行う新型コロナウイルス感染症の入院患者に接する業務日額6,000円。これは一番単価が高いものでございますが、これの対象としては、入院患者に対応する医師、看護師につきましては、あらかじめチームを編成いたします。そしてひとたび、コロナの患者が入ってきますと、相当の長期にわたって、負担がかかると。その負担に対して報いるために日額6,000円としたものでございます。

2号につきましては日額4,000円となっておりますけれども、具体的にこれの対象者となるのは、例えば入院患者のチームには入っていないんですけども、一時的に入院患者の対応をする、そういう病棟の看護師等がここに該当してきます。

第3号の日額3,000円については、概ね、発熱外来を担当する職員と、イメージしていただければ結構だと思います。

これらを全て廃止をし、この条例の施行日は令和5年10月1日となります。

9月30日までにこの業務を行ったものにつきましては、10月以降、支給をして参ります。

5番のその他といたしまして、この当該手当の財源等をしておりました、千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金、通称、病床確保支援事業と申しておりますが、現時点では令和5年9月30日まで、をもって終了の見込みとされております。

ちなみに令和4年度のこの手当の総支給額につきましては、1,124万8,000円。

それに対して5番の補助金につきましては、1億2,572万1,000円。

5番の補助金が桁違いに多いというふうに説明になってしまうんですけども、実は、病床、コロナ病床を確保するために、大網病院では病床を一部休ませております。

それらの補填とすると大体1億円ぐらいは、入院の関係で減収になってると思われまして、大体入院の減収分と、この手当の支給分でトントンぐらいになるのかなと思っております。

概略は以上です。

○委員長（森 建二委員長） ただいま説明のありました議案第3号について、ご質問等があれば、委員の皆さん、お願いいたします。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 今、コロナ病棟。確か2棟ですかね。

それで、約1億円の減収、減収がまあいわゆる補填されたわけですよね。

これは今度実際5類に移行してこの病棟がなくなると、その1億円はこの2棟で吸収しなきゃいけないと。この辺はどうですか。

実質減収にならないのかな。この辺。

○委員長（森 建二委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院事務長 これからの患者さんの増減の推移、それを見ないと何とも申し上げられないんですけれども、令和4年度は、一般の入院患者さんが実は非常に少ない状態なんです。

ですので、それがどこから上向いてくるか、コロナ禍前の平成30年もしくは令和元年度の時の入院患者数に、いつになったら追いつくかというところが焦点だと思います。

今の稼働率の状態ですと、非常に厳しい病院運営になるかもしれません。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

秋葉委員。

○秋葉好美委員 コロナの補助金とかね、これからずっともう切られちゃうわけで、非常に今、事務長が言ったように、運営が大変厳しい状況かと思うんですけれども、今、コロナもさることながら、インフルエンザがもう非常に蔓延しているという部分の中で、その体制等はいかがなものですか。病院としては。

○委員長（森 建二委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院事務長 確かにインフルエンザも大網病院で検出される事例が見られるようになりました。

ただ、大網病院で、もう大変な状況だ、というところまでの患者さんは出ていないんですけれども、やはり発熱外来ということで、患者さんの動線は分けて、検査をしております。

患者さんの問診によっては、コロナとインフルと両方の検査をいたします。

特別な対応をしてるかということ、今までの発熱外来の延長ということで、新たな職員の負担にはなっていないと思います。

患者さんにとりまして、待ち時間が非常に長いとか、そういうことも特段なくスムーズに動いてると思います。

引き続きこの体制を続けていきたいと思います。

○委員長（森 建二委員長） 秋葉委員。

○秋葉好美委員 ありがとうございます。

それで、いろいろとみんな廃止と、切られてしまうわけなんですけれども、やっぱりまだまだね、コロナが収束されたわけではない、そんなような危険な状況になったときの対応とか、何か考えていらっしゃいますか。

○委員長（森 建二委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院事務長 院内には感染予防対策の委員会、合議体がございます。

その中で感染症については、常に研究し、日々ですね、重要なことについては、院内全体に知らしめていくという体制を執っております。

コロナがはじまって、しばらくはその会議も、非常に何て言いましょうか、忙しかった、余裕がなかった、新たな情報を探し求めていた。

今現在は、大分会議の運営も、しっかり安定をしてきております。

その会議については、東千葉メディカルと二人三脚で動いております。

ですので、体制としては、しっかりしているかなと、職員に対しても周知対応策については、しっかりやっておりますので、おそらく、医療職一人一人が自信を持って業務に当たられてるんじゃないかなと思います。

あともう1点は、コロナの症状が重篤化しにくいというふうに変化をしてくれていますので、それに対して、やはり職員も、油断はしないんですけれども、安心感が出てきたかなと思います。以上です。

○委員長（森 建二委員長） 他にご意見ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは大網病院の皆さん退席していただいて結構です。

（国保大網病院 退室）

○委員長（森 建二委員長） これより各議案の取りまとめを行います。

まず、議案第2号 令和5年度大網白里市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご意見及び討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第2号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（森 建二委員長） 賛成総員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご意見及び討論等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（森 建二委員長） 賛成総員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当、委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（森 建二委員長） 次にその他ですが、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（小倉利昭副委員長） それでは、以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会といたします。

皆さんお疲れ様でした。

（午前10時42分）